

策定プロセス

- 公募した案について、形式要件やデザインのチェックを経て、シンボルマークの目的や制度の主旨に合致するものを選抜。最終的に残ったものを国民の投票によって選定する。
- 策定においては、弊財団の事務局と本件のために設立したシンボルマーク選定委員会で進める。

2019年	策定プロセス	事務局	シンボルマーク選定委員会
1月	シンボルマーク選定委員会の新設	○	
2月	応募要項の作成	○	○
	応募サイトの概要公開	○	
3月	応募受付開始、終了	○	
4月	形式要件、デザインのチェック	○	
	シンボルマーク選定委員会での審査		○
5月	国内外で商標調査を実施	○	
	最終候補作品発表	○	○
	最終候補作品に関する意見募集	○	
6月	国民による最終審査	○	
	最終決定	○	



シンボルマーク選定委員会について

- シンボルマーク選定委員会の概要は以下の通り。

シンボルマーク選定委員会

役割	<ul style="list-style-type: none">□ 学術的、デザイン的、実務的な視点で、休眠預金活用法の認知拡大に最適なシンボルマークを選定する
任期	<ul style="list-style-type: none">□ 設立からシンボルマークの決定まで
委員の選定方法	<ul style="list-style-type: none">□ 弊財団から、各界の有識者に声かけをする□ 委員長、委員全体で5～10名程度を想定
業務内容	<ul style="list-style-type: none">□ 応募要項の作成協力□ 形式要件のチェック、デザインチェックを通過した作品の中から、国民審査にかける作品を選定する□ 選定のための条件についても、選定委員会で決定する□ 委員長においては、国民審査実施時の広報活動にも積極的に協力していただく
位置づけと説明責任	<ul style="list-style-type: none">□ シンボルマーク選定委員は、国民審査にかける作品の選定において、決定権を持つ□ シンボルマーク選定委員の氏名は、ウェブサイトなどで公開する
留意点	<ul style="list-style-type: none">□ 委員会の選定は2019年1月から開始する

審査プロセス



- 法的リスクの有無、デザイン性、そして制度や弊財団のビジョンとの合致度など、多角的な視点で審査を行う。

審査状況	審査内容
形式要件のチェック	<ul style="list-style-type: none"> □ 財団の職員で、応募要項に記載の制作条件のうち、基本的な項目を満たしているか確認する □ 形式要件のチェック①を通過した作品について、法的な観点から簡易確認を実施する
デザインのチェック	<ul style="list-style-type: none"> □ 形式要件のチェックまでを通過した作品について、デザイナーと弊財団の職員で、デザイン的な視点で審査
シンボルマーク選定委員会による審査	<ul style="list-style-type: none"> □ シンボルマーク選定委員会が多様な視点で審査する (選定基準については、シンボルマーク選定委員会で議論の上、別途決定)
商標審査	<ul style="list-style-type: none"> □ 国内外の商標審査を実施する
意見募集	<ul style="list-style-type: none"> □ 最終候補4作品に対する意見をインターネットおよびはがきで募集する
国民による投票	<ul style="list-style-type: none"> □ ウェブサイトやSNSを利用して全国民に参加を呼びかけ、投票を実施

活用用途・ルール

■ シンボルマークについては、以下のルールで使用するものとする。

目的	<ul style="list-style-type: none">□ 国内外に対して、指定活用団体の助成によって事業が実施されていることについての周知や理解を得るために活用する
管理部署	<ul style="list-style-type: none">□ 指定活用団体のブランド・マネジメントの観点から、管理・企画部が管理するものとする
利用ルール	<ul style="list-style-type: none">□ 使用者は、別途作成する「シンボルマークマニュアル」を遵守しなければならない□ 担当部署はロゴマークの使用について、必要な条件を付することができる
適用箇所	<ol style="list-style-type: none">① 資金分配団体が助成対象の事業について広報、PRを行う際の対外向け資料② 資金分配団体の助成によって購入した資産（建物、備品など）③ その他、管理部署が適用箇所と定めた場所
使用制限	<ol style="list-style-type: none">(1) マニュアルの使用の考えに反するとき(2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき(3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用又はそのおそれがあると認められるとき(4) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき(5) その他担当部署が使用について不適當であると認めたとき
使用の差止め	<ul style="list-style-type: none">□ 使用者がこの規則に違反していると認められるときは、担当部署はロゴマークの使用を差止めることができる



IV 基本方針を踏まえた業務実施計画



i) 基本的業務

⑦適切な評価の実施

まとめ

実施方針

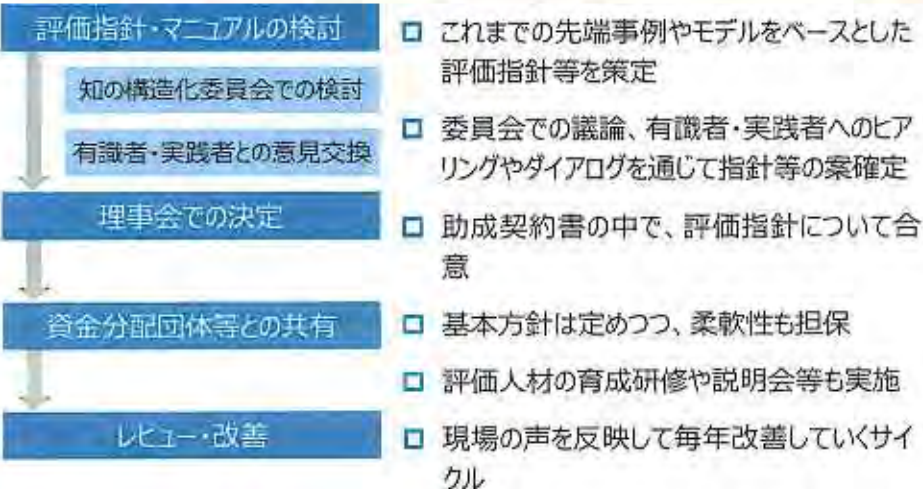
日本の社会課題解決に「成果評価」のロールモデルを創出し、主流化していく

- 「管理・改善」と「成果(説明責任)」の2つの目的の評価
 - 成果評価を「結果として生まれた成果を分析する評価」と「その団体の社会課題解決の取り組みが改善していく評価」の両面でもらえて取り組む
- 「評価指針」を軸に現場実践を知の構造化につなげるサイクルを生み出す
 - 全国各地での様々な課題解決のチャレンジをプロジェクト採択時のKPI設定から成果評価を通じて「知の構造化」に繋げるサイクルを実現

提案のポイント

- 包括的でロールモデル性のある評価指針
 - 海外のBig Society Capitalの評価モデル等の先端事例、日本での社会的インパクト評価イニシアチブの議論の積み重ねを活かして、日本の様々な主体が参考にできる評価指針を策定
- 実践知に基づく「革新性」の評価の多様性の確保
 - 休眠預金活用は、「革新性」をどう評価するかが重要
 - 事業のステージ段階と事業のタイプに応じて、革新性の評価軸を設定し、多様なタイプの革新性を評価できるモデルを設定
- ICT化を通じた、助成・報告・評価・情報共有のサイクルの最大効率化

プロセス



達成目標 (KPI)

- 評価指針、マニュアルの浸透度
- 被評価者の満足度
- 評価結果の活用度

現状認識

- 基本方針では民間公益活動の評価について以下のことを実施することが求められている。

- 1 基本方針に定める考え方を踏まえた評価指針の策定
- 2 民間公益活動を行う団体の「自己評価」をベースとしつつ、資金分配団体による継続的な進捗管理や評価結果の点検・検証、指定活用団体及び資金分配団体の自己評価を行う。その際にはロジックモデル等の形で情報の体系的接続を図るとともに、重要な案件では外部評価や第三者評価を組み合わせる
- 3 上記にあわせ、評価の専門家による技術支援や研修を行うとともに、評価に関する包括的な情報を分かりやすく公表する

- 評価の実施に関して、特に留意すべき現状認識は次の通り。

- 1 これまで民間公益活動において、自身の活動の自己評価が十分になされてきたとは言い難く、かつ評価を技術的に支援する人材も十分な層がいるとは言えない状況があった。 本企画では、そうした現状を踏まえて、最初の数年において集中的な民間公益活動団体及び資金分配団体の適切な評価実践支援を行うことが重要である。
- 2 しかしながら、既に内閣府社会的インパクト評価の普及促進に係る調査（平成29年）において70を超える民間公益活動団体のロジックモデル作成が行われ、研修コンテンツも開発されていること、弊財団関係者も中心となって進めた社会的インパクト評価イニシアチブ（平成28年発足）において評価のツールセットが数多く開発されており、評価専門家のネットワークと共通認識が醸成されていることから、こうしたこれまでの積み上げを最適に活用していくことが大切である。
- 3 日本には、これまで社会問題解決の現場での評価によって得られた知見を体系化・一般化し、次の社会課題解決策に繋げていく「知の構造化」的機能は不十分であり、弊財団がそのハブとしての役割を果たしていくことが重要である。 同時に、民間公益団体が、活動の成果情報を発信して社会の共感と信頼を得るという取り組みもこれまで不十分であり、この評価実践経験を通じて、日本社会全体の民間公益活動の発信への意欲の底上げと社会理解の促進を図ることができる。
- 4 弊財団の委員会委員、職員には、こうしたこれまでの評価の研究や実践に関わってきたメンバーが多く含まれることから、一貫性と継続性のある日本型の最適な評価の実装化が可能である。

評価業務実施に当たっての基本的考え方

■ 評価業務の目的は、基本方針に定められた点を含め以下の4点と考えている。

- 1 休眠預金等にかかる活用の成果を積極的に情報発信することで、広く国民の理解を得ること
- 2 評価結果を適切に予算や人材等の資源配分に反映することにより、民間公益活動を効果的・効率的に行うこと
- 3 厳正な評価を実施することにより、民間公益活動全般の質の向上、独創的で有望な革新的な民間公益活動の発掘、民間の資金や人材の獲得等を促すこと
- 4 中期的には、成果評価の結果得られた情報を集約し、横断的に研究分析することを通じて、「新たな知の構造化」に貢献すること

■ 同目的を達成するため、

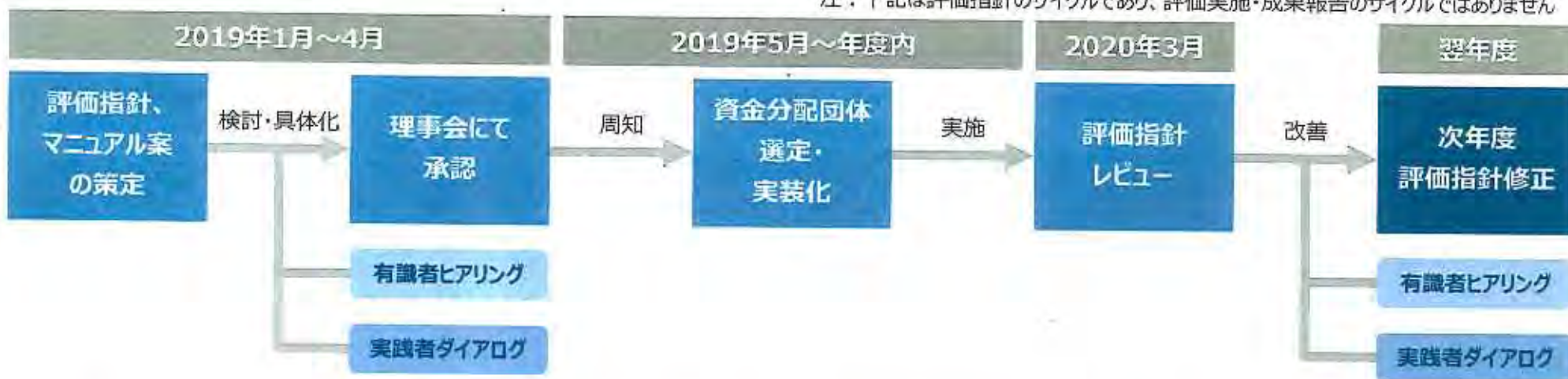
- 1 これまでの日本及び海外での社会課題解決事業の成果評価にかかる研究・実践を踏まえた最適な評価指針の策定を発足当初に集中的に実施した上で、毎年の評価実践を踏まえたバージョンアップを行う。
- 2 特に当初数年間における、資金分配団体、民間公益活動団体の評価実施能力を強化するための主導的取り組みが可能となる実践経験豊富な有識者委員会委員や職員体制を確立する。
- 3 成果の出ている課題解決策の発信、うまくいかなかった取り組みの分析を通じて、社会課題解決への新たな参入を誘発する方策を講じる。この点は、知の構造化に至るまで段階的にレベルアップを図る。
- 4 国民への成果の分かりやすい発信を行う。
- 5 評価実施にあたっては、組織の分野特性や発展段階に応じた評価のスコープを設定するとともに、短期的な質的改善や長期的な変化などを複合的に分析するように配慮し、多様な事業パターンに合わせた評価を実施。



評価指針策定の考え方と手順

- 評価指針策定にあたっては、内閣府社会的インパクト評価の普及促進に係る調査、社会的インパクト評価イニシアチブ等のこれまでの検討と実践を活かす。
- また、毎年の評価実施結果を踏まえて全体をレビューし、評価指針の改善を図る。

注：下記は評価指針のサイクルであり、評価実施・成果報告のサイクルではありません



□ 次ページ以降に示す評価指針案をベースとしつつ、内閣府・審議会等の意見も踏まえて委員会委員とともに修正案・マニュアル案を作成

□ 有識者、実践者のヒアリングを参考に、評価指針の最終案を作成する
□ その内容を理事会にて承認した上で、事業報告に取りまとめて報告する

□ 資金分配団体との間で助成契約の中で評価指針への同意取付け
□ 各助成申請書段階から指標設定の考え方等では申請書式に評価指針を反映開始

□ 評価指針についても、毎年レビューし、再度有識者・実践者のヒアリングも行いながら進化改善を図る

みらい財団の評価指針イメージ

- 指定を受けた後、評価指針の基本構成を以下のように定め、制度全体に関わる「社会の諸課題解決のための自律的かつ持続的な仕組み」の創出という観点を含めた総合的評価を行うことを計画している。

みらい財団評価指針（案）

1 評価の目的

1. 国民への理解促進・説明責任
2. 民間公益活動の効果・効率化
3. 質の向上・革新的手法の発掘と資源流入
4. 知の構造化

2 評価の基本原則

1. 多様なステークホルダーの参画・協働
2. 信頼性
3. 透明性
4. 重要性
5. 組織・事業規模・内容に応じたデザイン

3 評価手法

1. 評価主体
2. 評価種類－社会的インパクト評価
3. 評価のタイミング

4 評価基準

5 評価にあたる留意事項

1. 革新性の評価に関する考え
2. 事業の多様性に配慮した評価
3. 共通の評価指標の設定

6 評価結果の公表

7 評価結果の活用

1. 活用のタイミング
2. 業務改善における活用
3. みらいラボでの活用

※評価指針案は、前述の通り、現時点での案であり、内閣府・審議会の助言、及び弊財団委員会委員や民間有識者、実践者のヒアリングを通じて改善を予定している。

1. みらい財団の成果評価の目的

- 評価の目的は一般に**説明責任（アカウンタビリティ）**と、**事業管理・改善**の2つがある。
- 弊財団においては、法および基本方針に鑑み、以下の4点を目標に掲げ、成果評価を実施する。

国民への理解促進・ 説明責任

評価結果を見える化し、国民に公表することで説明責任を果たすと共に、休眠預金等を活用した事業の透明性を高め、国民の理解と参加を促進する。

事業改善の促進と 資金配分の最適化

目指す社会課題の解決や、社会価値創造の実現に向けてPDCAマネジメントサイクルを通じた事業の検証を実施し、その結果やプロセスから学び（成功も失敗も含む）を事業改善や資金提供のプロセスにフィードバックすることで、事業の質向上や資源配分の最適化を図る。

質の向上・革新的手法 の発掘と資源流入

社会問題の革新的な課題解決策を適切な情報収集と分析により評価し、検証することを通じて、より大きな社会的理解と新たな資金や人材の獲得に繋げていく取組みを行うことで、小さい、革新的な成功事例を全国的な解決策の広がりや他の同種事業を行う団体の質の改善に繋げる。

知の構造化への活用

現場の実践やプロセス・成果からの学びを集約して分析し形式知化することで、事業・実践モデルの普及・共有を図る。また介入方法の検証を行うことで、Eビデンスの蓄積を図り、知のサイクルを回しながら実践現場とアカデミズムの連携を促進する。



2. 評価の基本原則

- 評価指針（案）としては、以下の5点を「評価を行う上での基本原則」として定めることを想定している。
- 評価の基本原則の策定にあたっては、社会的インパクト評価イニシアチブ（SIMI）の社会的インパクト評価5+2の原則*を参考とした。

多様なステークホルダー の参画・協働

- サービス提供者や資金提供者だけでなく、受益者や関連団体（NPO、企業、中間支援組織、市民、行政など）が評価のプロセスに参画
- 多様なステークホルダーが知識、経験、技術を活かし、協働して社会課題解決や社会価値創造に取り組むことを目指す

信頼性

- 評価を行う上で使用する情報は、信頼できる方法で収集され、検証されたデータを利用
- 評価情報を操作したり、過剰な効果の主張をするような評価報告の禁止
- 内部・外部評価者を含め評価に携わるものの偏りのない中立的な姿勢と倫理意識が重要性を指摘

透明性

- 評価が依拠する情報の検証可能性と正確かつ誠実に行われた根拠を提示
- ステークホルダーとその根拠できる必要性

重要性

- 外部のステークホルダーが事業を理解できるような情報や、事業に関する意思決定をするために必要な事業の効果に関する重要な情報を収集
- 重要な情報には社会・環境・経済などに対する負の情報も含む

組織・事業規模・内容 に応じたデザイン

- 組織の規模や成長段階、利用可能なリソース・評価の目的に応じた、評価の方法や情報開示の方法の適切な選択

*SIMIの原則にはこれ以外に経時的比較可能性や一般化可能性をインパクトマネジメントも目的によって必要な原則として位置づけている。採択後、原則の確定にあたっては、こうした視点も参考にし、必要に応じて変更・発展させていくものとする。

3. 評価手法 (1) 評価の主体

■ 弊財団の評価主体は、基本方針に則り、「**自己評価**」を基本とする。

□ 前述の評価の原則に則り、評価の実施主体は事前に達成すべき成果や、それまでの道筋を明示し、関係するステークホルダーが理解できるよう、必要な情報を収集・分析し、評価を実施する。

※ ここでいう「事業」とは、狭義においては民間公益活動団体においては社会課題を解決するための事業を意味し、資金分配団体や指定活用団体については資金分配に関する助成等事業やエコシステムの創出にかかる事業を指す。



■ 事前に達成すべき成果や道筋を、民間公益活動団体であれば資金分配団体と、資金分配団体であれば指定活用団体と合意した上で、大規模なもの、より体系だった評価デザインが必要なもの等については「**外部評価**」や「**第三者評価**」を導入する。

□ 外部評価や第三者評価を行う場合は、評価の原則の「**信頼性**」について配慮し、原則として利害関係者が関わらないようにし、利害関係者が入らざるを得ない場合は、利害関係者との関係性や関係者の氏名、その理由を明確にする。

□ 評価の実務経験が少ない団体が評価を行う際は、評価に必要な専門性を補完・確保するため、評価の専門家による研修やテクニカルアシスタンス、伴走支援などを利用する。（指定活用団体・資金分配団体が提供する成果評価支援についての詳細はP.243参照）